

(令和6年度足利市創業者ステップアップ補助金のご案内)

足利市内で新たに創業した方を対象に、事業の発展・改善を目的とした「専門家相談」や「広告宣伝」及び「スキルアップ（人材育成）」に取り組んだ費用の一部を助成します。



●対象期間●

令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで
(又は事業を開始した日から5年を経過しない日まで)

※上記期間に、実施・支払完了した事業が対象

【取組事例】

ブランディングの専門家から新商品開発に向けた指導
税理士へ確定申告に関する相談・手続き
店舗開店を宣伝チラシ・自社ホームページの作成
ネット販売システムの構築
国内外の展示会への出展
ホームページ作成セミナーの受講

補助金額等

1事業者につき上限10万円（補助率1/2）
※令和6年度内での上限。分割して申請することも可能。

対象者

次のすべてに該当する者

- ・特定創業支援事業により支援を受けた者
 - ・足利市内に事業所等を有する創業後5年未満の者
 - ・申請時点で納期限が到来した市税に滞納が無い者
 - ・営業に関して関係法令を遵守し、必要な許認可等を取得している者
- その他の諸条件についてはお問い合わせください。

補助金支給までの流れ

- ① 補助制度の利用検討（事前相談）
- ② 補助対象事業の実施
- ③ 補助金交付申請書の作成・市への提出
⇒ 市が交付決定通知書を交付
- ④ 請求書を市へ提出
- ⑤ 補助金の入金

申請期間

令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）（又は事業を開始した日から5年を経過しない日まで）



足利市 産業観光部 商業にぎわい課
〒326-8601
足利市本城三丁目2145
☎0284-20-2158
(8:30～17:15/土日祝を除く)

足利市創業者ステップアップ
補助金における提出様式等はこちら！ ▶▶

<https://www.city.ashikaga.tochigi.jp/industry/00058/000305/000699/p002670.html>



申請方法

以下、①から⑧の書類を、足利市商業にぎわい課へ提出してください。

①足利市創業者ステップアップ補助金交付申請書

※屋外広告物を申請する場合は、3ページ目7も記入（許可を要する場合は許可書を添付）

②事業を開始した日がわかる書類

個人の場合：開業届の写し

法人の場合：登記簿謄本の写し（申請日から3か月以内に取得したもの）

③認定特定創業支援事業により支援を受けたことが分かる書類

④成果物（補助事業の内容・事業実施期間が分かるもの）

※資格取得・認定試験等の場合は、別途合格・修了を証する書類

⑤補助対象経費の支払いを確認できる書類の写し

⑥申請者名義の通帳の写し

⑦申請チェックシート

⑧個人事業主の方で住所地在足利市外の場合、申請者の住所地の「納税証明書

（市税の滞納が無いことを証明するもの）」を提出してください。

※上記以外にも、足利市から追加書類の提出を求める場合があります。

※請求書の提出は、補助金交付決定後となります。

注意事項

▼申請について

・補助対象事業及び補助対象経費の支払いは令和6年4月1日から令和7年3月31日までに実施すること。

・市税を滞納している場合は、補助金の支給対象となりません。

※詳細は、足利市ホームページに掲載している『令和6年度足利市創業者ステップアップ補助金申請ガイド』をご確認ください。

▼その他

ご不明な点等がありましたら、事前に電話もしくはメールにて足利市商業にぎわい課へ確認をお願いします。

必要に応じて、追加の資料の提出や事業所の調査をお願いする場合があります。